官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務五一）　一
〔法規的告示〕
○電波法施行規則第六条の四第八号の規定に基づき、公示する期間内に申請することを要する基幹放送局を定める件（総務一六五）　三
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一六〇）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同一六一）　五
〔その他告示〕
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（総務一六六）　六
○重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件（国土交通三八八）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
企業年金基金変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五二
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○総務省令第五十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十九日

総務大臣　村上誠一郎